

川崎市消防局告示第1号

必要な知識及び技能を有する者の指定について（平成4年川崎市消防局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

川崎市消防長 望月 廣太郎

第1項中「第8条第2項」の次に「、第8条の2第2項」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。